

売り物のウイグル人 —新疆地区を越えての「再教育」、強制労働と監視—

■ 問題は何か (p.3)

- ・ 中国政府がウイグル人や他の少数民族を国中の工場に集団移送していること
⇒ 少なくとも 83 の世界的に名の知れたブランドで強制労働が強いられている
- ・ 2017 年～2019 年の間に 80,000 人以上のウイグル人が中国各地の工場に移送されている
⇒ そのうちのいくつかは収容所から直接工場に移送されている
(隔離された寄宿舎、北京語・アイデンティティ教育、恒常的な監視、宗教行為の禁止)
- ・ 本報告書はマイノリティを標的にした中国の社会「再構築」を明らかにする目的である

■ 解決策 (p.3)

- ・ 中国政府は憲法で定められる市民、文化、労働の権利を保障すべきである
- ・ 企業はサプライチェーン内でウイグル人の強制労働を伴う製品の輸入が禁止されている、あるいは強制労働サプライチェーンの危険性の公表を義務とする法律違反の中にウイグル人が存在することを認知しなければならない
- ・ 本レポートに記載のある企業は即座に、徹底した人権への適切な注意を払った行動を取らなければならない
- ・ 外国政府、企業、市民社会に求められるのはこのような状況を終わらせるために中国政府に圧力をかける機会を特定することである

■ 概要 (p.4)

- ・ 2017 年以降、100 万人以上のウイグル人、テュルク系民族、ムスリム少数派が「再教育キャンプ」に姿を消している
⇒ 政府主導の「文化大虐殺」プログラム：政治的再教育、宗教・文化の棄却、拷問 等
⇒ 再教育は新しい段階へ：政府高官が意味する「卒業」とはウイグル人の「強制労働」
※ 新疆地区内外で（再教育キャンプから直送された人々の）強制労働が実施されている
- ・ オーストラリア戦略政策研究所 (ASPI) は中国内 9 地方の 27 工場で強制労働を確認した
⇒ これらの工場は 83 の世界的有名ブランドのサプライチェーンを部分的に担っている
- ・ これらのウイグル人の移送を中央政府の方針に沿い “Xinjian Aid” (援疆) と呼ぶ
- ・ 地方政府、民間のブローカーは一人の移送につき金銭の支払いを受けている
- ・ 本報告書内では三つのケースについて調査を行う。(1) 中国東部におけるナイキ社への靴製造、(2) 東部の別の工場でのアディダス社、Fila 社に対へのスポーツウェア製造、(3) 中国国内の多数の工場でウイグル人の労働力を用いているかアップル社への部品製造

言及されている日本企業

- ・ソニー株式会社
- ・株式会社日立製作所
- ・株式会社ジャパンディスプレイ
- ・三菱電機株式会社
- ・ミツミ電機株式会社
- ・任天堂株式会社
- ・株式会社東芝
- ・パナソニック株式会社
- ・TDK株式会社
- ・株式会社ファーストリテイリング
- ・シャープ株式会社
- ・MUJI（良品計画）

■ ウイグル人の強制労働 (p.6)

- ・ILO の強制労働に関する指標に従えばウイグルのケースは以下に関連する
 - (1) 脅迫や脅威に曝されている：恣意的な拘束や警備員やデジタル技術による監視
 - (2) 従属的で、脆弱な立場にいる：家族に対する脅迫
 - (3) 移動の自由が制限されている：柵に囲まれた工場、ハイテク技術による監視
 - (4) 隔離：隔離された寮での生活や専用列車での移動
 - (5) 虐待的な労働環境：政治的教育、工場内に警察を配備、軍事的管理、宗教行為の禁止
 - (6) 長時間労働：労働後の北京語教育、政治教育
 - ・中国メディアはウイグル人の労働を「自発的なもの」として報じている
 - ・中国政府は強制労働を商業目的に使用していないと主張している
- ⇒ しかし、強制労働から逃れたウイグル人の証言では「収容所、または伝統的な牢獄に戻されるかもしれない恒常的な恐怖」に曝されていたことを証言している
- ・「軍事的管理」：北京語教育、愛国教育、宗教行為の制限、警備員による監視、移動や生活の自由の制限、厳重な警備の寄宿舎での生活、隔離生活、ハン民族との賃金格差、個人情報や行動の管理（社会福祉カード、専用アプリ）、家族の監視（強制労働者が振舞いを乱さないように）
- ⇒ 福建省で強制労働を行った人物の証言「警察が恒常的に寄宿舎、携帯をチェック」
- ・ウイグルの扱いは民族・宗教的信条に基づく差別を禁止する中国憲法、国際法に反している

■ ケーススタディ1：青島市でナイキのスニーカーを作るウイグル人 (p.8)

- ・2020年1月、青島テクエン靴会社では約600名の少数民族が働かされている
 - ・テクエン社の第一顧客はナイキ社である
 - ・昼：ナイキの靴の製造に従事させられている
 - ・夜：職業訓練、愛国教育（新疆の再教育キャンプと同様）
 - ・「ザクロの種」学校
- ⇒ 習近平「全ての民族はザクロの種のように密接にまとまらなければならない」
- ・ワシントンポスト：労働者は休日に帰宅を許されない
- ⇒ またウイグル人は新疆政府により移送され、宗教的行為は許されていない

- ・ウイグル人は自由に移動出来るが警察署や、顔認証カメラで監視されている
 - ・ASPIによれば労働者のイデオロギー、振舞いはかなりの程度監視されている
- ⇒ 「カウンセリングルーム」と呼ばれる部屋でのカウンセリングを通じて心理的統合を促す
- ・「若者の家」と呼ばれる勉強部屋
 - ・ホータンのメディアは「感謝の手紙」を出版
- ⇒ 新疆では貧しかったが青島市での労働を通じて稼げるようになったことに感謝しているという内容

■ 新疆支援（援疆）の実現（p.12）

- ・ウイグル人のプログラムへの強制的な参加は 2000 年代前半から見られた現象
- ⇒ ウイグル人、チベット人を沿岸都市に動員（＝「民族融合」「貧困撲滅」の名目）
- ・2009 年 7 月、ウルムチにおけるハン民族とウイグル人の暴動以降、ウイグル人を強制労働で使用する頻度が減少
- ⇒ 2010 年より、この不安に対して、政府は定期的な新疆支援会議を開催
- ⇒ 裕福な都市と新疆のような地方都市をペアにして「発展と安定を支援する」ように
（例）科学技術新疆支援、教育新疆支援、産業新疆支援 等
- ・2017 年、更なる暴力と集団拘束により新疆支援は政府の最優先事項に
- ⇒ 地方政府や企業は「再教育」されたウイグル人の雇用機会創出を促進
- ⇒ 産業新疆支援は貧困撲滅を名目に、ウイグルを反対の性質・中国風に改革
- ⇒ またウイグル人は「感謝」を共産党とハン民族の兄弟に示すことを求められた
- ・中国企業が産業新疆支援に参加する二つの方法
- ①余剰労働力の吸収を目的に衛星工場や作業場を新疆内に開く
 - ②労働力移動計画に沿ってそれ以外の地域でウイグル人を雇用する
- （例）Hao YuanPeng Clothing Co. Ltd（Fila やアディダスに供給）はこれらの産業計画に沿っている
- ・2018 年までに、「再教育」からの安価な労働力は新疆経済の牽引役になっている

■ 新疆労働者移送プログラム（p.14）

- ・ある報告によれば、2017－2019 年の間に 80,000 人以上のウイグル人労働者が移送
- ・新疆南部から北部、新疆から別地域、また地方の工場への移送が見られる（新疆の外に送られる数は全体の 10～50%）
- ・報告によれば、新疆の外に送られた労働力は 20,859 人（2017 年）
- ・2018 年には 28,000 人、2019 年には 32,000 人が新疆の外へ
- ・Strike Hard Campaign against Violent Extremism が実施されて以降、2014 年から新疆の強制労働に関する検索ワード数が増加している

- ・政治面以外にも、ウイグル人の売買はビジネスとして収益性が高い
- ・新疆内の他地域への労働移送（9 か月以上）の場合、オーガナイザーは 3US ドル付与される。しかし、新疆外の場合、15 倍の 43.25US ドルとなる
- ・また工場側が受け入れた場合、そこにも 1 年契約の場合、144.16US ドル、3 年契約の場合は、720.80US ドルの補助金が付与される
- ・「政府がスポンサーとなったウイグル人労働」の広告が現れるように
- ・他の広告では 16-18 歳の 1,000 人のウイグル人を供給可能で「利点は準軍事的スタイルでの管理が可能で、苦境にも耐えられる、要員が不足しません。最低限の注文は 100 人から」として、また「工場管理者は新疆の警察に 24 時間体制の監視をお願い出来る」と記載

■ ケーススタディ 2 : 再教育キャンプから強制労働へ (p.18)

- ・再教育から卒業する拘留者は工場に直送される
- ・Haoyuanpeng Clothing Manufacturing Co. Ltd は、衛星工場を通じて、またウイグル人労働力の移送により新疆支援に加担している
- ⇒ Fila やアディダスと戦略的パートナーシップを持つ
- ・2018 年 2 月、63 名を移送（最終的に 500 名を移送する計画）
- ・移送者は Jiashi County Secondary Vocational School からの卒業生
- ⇒ この学校は「再教育」を実施している：
 厳重な「軍事的スタイルの管理」
- ・アディダス社「積極的関与は無い。調査を進める。」
- ・HYP 会長「他の地域では若い人材を見つけることが困難なため新疆に工場を設立した。北朝鮮労働者は良質だが外国人材にお金を掛けたくない。だから新疆を選んだ。」
- ・HYP の工場は 3 メートルのフェンスに囲われている
- ・また、二つの入り口はセキュリティにより守られており、少なくとも他 5 箇所モニターが設置されている
- ・HYP 工場の概観とアディダスの看板

■ ケーススタディ 3 : アップル社と再教育キャンプ (p.21)

- ・2017 年 12 月、アップル社のティム・クックは契約者の一つである O-Film Technology Co. Ltd を訪問し、写真を投稿した
- ・ティム訪問前の 2017 年 4 月・5 月に 700 人のウイグル人が移送
- ・労働者は段階的に思想を変え、共産党の考えを理解し、共産党に感謝、安定に寄与する現代的で有能な若者となるように期待された
- ・削除された記事でティムは同工場の雇用者に対する人道的手法を賛美
- ・2017 年 10 月、新疆ホータン地区政府は更なる 1,300 人の供給を望む
- ⇒証言によれば、1,000 人以上の労働者が同工場で働いている

・しかし、O-Film のみがアップル社へ部品を供給するためにウイグル人の労働を使用する場ではない（以下 3 社）

①Foxconn Technology (Foxconn)'s Zhengzhou facility (Foxconn は台湾企業)

⇒ China Labour Watch によれば同社工場の労働者は 100 時間/月の超過労働を実施

②Hubei Yihong Precision Manufacturing Co. Ltd

⇒ 共産党関係者「共産党に敬意を示すようにすること、管理者は監視を増やし愛国教育を行うこと、労働者は速やかに調和すること」

③Hefei Highbroad Advanced Material Co. Ltd

- ・2017 年以降 3 年間、毎年 1,000 人の労働者を受け入れることに署名
- ・Highbroad 社の子会社に送られた女性「マンダリン語と労働規律の強制」
- ・Highbroad 社のホームページによれば、顧客にはジャパンディスプレイ社を含む
- ・また最終顧客には、世界の名だたるブランドと肩を並べてソニーの関与が主張される

■ グローバル・サプライチェーンに対する影響 (p.27)

・どのようにサプライチェーンの健全性を確保するか

⇒ サプライチェーンと労働力が複雑に絡まり、企業製品が強制労働に関与していないと証明するのが非常に困難になっている

- ・また労働者移送計画は中国製品の国際的な評判にも傷をつける
- ・ASPI の調査によれば、83 の外国企業、中国企業が潜在的に乱暴なウイグル人労働を通じて利益を得ている
- ・更に 54 の企業が新疆地区内で強制労働への関与を疑われている
- ・全ての企業が同程度の強制労働に関与しているわけではない

⇒ 労働者が直接製造しているものもあれば、サプライチェーンの一部のものもある

・付録として記載した中国の新疆支援に関する 35 の文献で以下の情報を含んでいる

①中国中央部、東部の工場への労働者移送

②新疆地区内の強制労働を目的に作られた工場への移送

③工場に移送された人々の数

④彼らが製造する製品

⑤工場が製品の供給を主張する企業

- ・国際的非難を受けた再教育キャンプは新疆地区を越えて、様々に組み合わせられている
- ・再教育を受けた人材が直接、強制労働者として工場で雇用されている事を突き止めた
- ・今や中国産製品が強制労働に関与していないことを保障するのは困難である
- ・評判や法的な観点から側面消費者、企業、投資家に対するリスクである

■ 提言 (p.29)

・中国の労働状況に反射的に拒絶反応を示しているわけではなく、国際労働法が遵守されて

いないことが問題である

・状況改善のために以下のような提言を行う

➤ 中国政府は

- ①多国籍企業に対して、中国国内の工場での強制労働の実態について調査を行うための自由なアクセスを与える
- ②全ての労働者（特に、弱い立場にある少数民族）の権利を擁護する、そしてどのような環境で労働を行うのか判断できるようにする
- ③国際労働機関の国際労働基準を批准する、強制労働に関する申立てを調査する苦情処理システムの構築、犠牲者に保護と救済を提供する、加害者を起訴する
- ④中国憲法に記載される民族・宗教の権利保護を含む中国市民の法的権利を擁護する

・強制労働に関与する企業は強制労働に関わった商品の輸出、情報公開の義務の面で違反する可能性がある

➤ 本レポートに記載された各企業は

- ①強固で独立的な監査、検査を含む即時の徹底的な人権デューディリジェンスを実施すべきである。監査、検査は項目別のレポート評価や、労働者の安全に関する内容を含むべきである。
- ②企業が強制労働に関与している場合、その状況を改善するために影響力の行使を模索しなければいけない。是正手段は適切に、即座に取られなければならない。それが実現できない場合、それらの工場とのビジネスを止めるべきである。
- ③全ての潜在的な侵害への取組みを模索する際に、デューディリジェンスや監査報告の公開を含め、透明性を確保する

➤ 外国政府は

- ①制裁の使用も考慮に入れて、中国政府に強制労働や集団拘束を止めるよう圧力を掛ける機会を特定すべきである。
- ②強制労働に関与した製品を制限するように貿易条項を見直すべきである。
- ③1930年の強制労働条約（29項）、1957年の強制労働廃止条約（105項）、2014年の強制労働条項議定書の批准を行うよう中国政府に圧力を掛けるべきである。

➤ NGO、労働組合、消費者擁護団体などを含む消費者、市民社会は

- ①中国で生産活動を行う企業が強制労働の共犯者でないことを確保するために、デューディリジェンスや社会監査を行うことを要求すべきである。
- ②労働時間内外を問わず、労働者とそのデジタル通信に対する継続的かつ多層的な監視・監督は、強制労働及び重要な人権の侵害の新たな十分に報告されていない指標であることを

認識するよう主張すべきである。

③ブランドが、強制労働が発生しないような予防的な手段やサプライチェーンの構成を更に可視化するよう働きかけるべきである。

④企業が強制労働をグローバル・サプライチェーンで使用せず、強制労働が発覚した場合には、即座に、公に対処するように、新たに公にコミットメントを示す、現在のコミットメントを維持する、あるいは両方を実践するよう要求すべきである。